

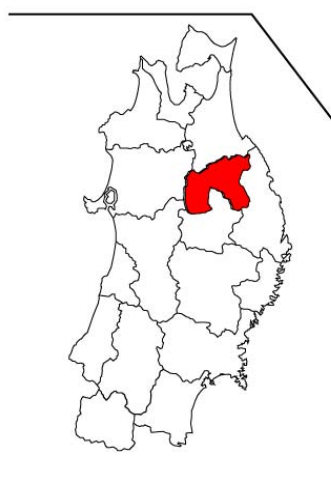
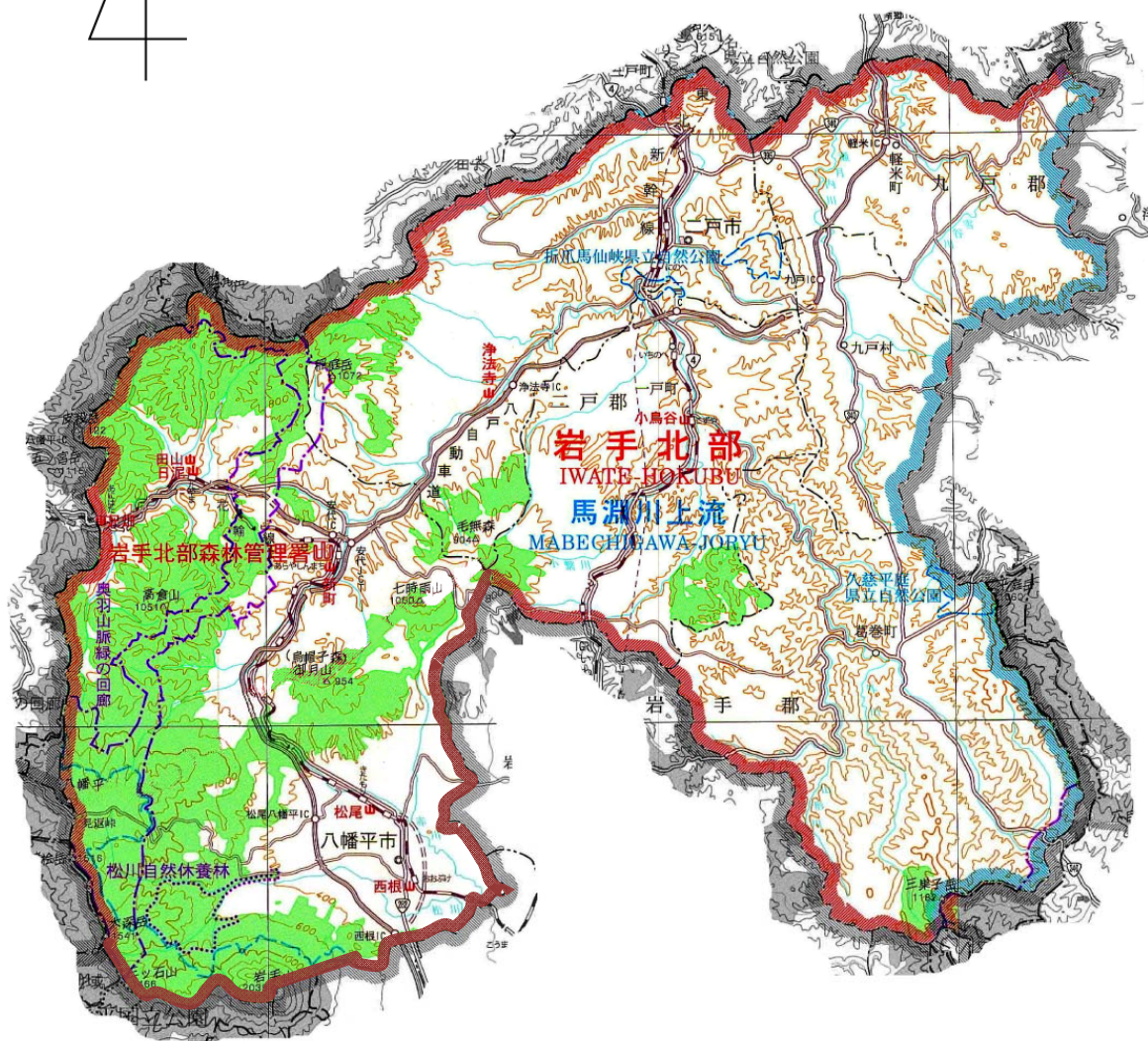
馬淵川上流国有林の地域別の森林計画書（案）
（馬淵川上流森林計画区）

計画期間	自	平成26年4月1日
	至	平成36年3月31日

東北森林管理局



馬淵川上流森林計画区の位置図



国有林野

0 10 20 30 40 km

目 次

I 計 画 の 大 綱

第1 森林計画区の概況 -----	1
1 位置 -----	1
2 自然的背景 -----	1
3 社会経済的背景 -----	2
第2 前期計画の実行結果の概要及びその評価 -----	4
第3 計画樹立に当たっての基本的考え方 -----	5

II 計 画 事 項

第1 計画の対象とする森林の区域 -----	6
第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
1 森林の整備及び保全の目標 その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項 -----	7
(1) 森林の整備及び保全の目標	
(2) 森林の整備及び保全の基本方針	
(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等	
2 その他必要な事項 -----	11
(1) 溪畔周辺の整備・保全	
第3 森林の整備に関する事項 -----	12
1 森林の立木竹の伐採に関する事項 -----	12
(1) 立木の伐採（主伐）の標準的な方法	
(2) 立木の標準伐期齢	
2 造林に関する事項 -----	13
(1) 人工造林に関する基本的な事項	
(2) 天然更新に関する基本的な事項	
3 間伐及び保育に関する事項 -----	15
(1) 間伐の標準的な方法	
(2) 保育の標準的な方法	
4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項 -----	16
(1) 公益的機能別施業森林の区域	

(2) 公益的機能別森林における施業の方法	
5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項	17
(1) 林道（林道専用道を含む。以下同じ。）等の 開設及び改良に関する基本的な考え方	
(2) 効率的な森林施業を推進するための 路網密度の水準及び作業システムの基本的考え方	
(3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林の所在及びその搬出方法	
(4) その他必要な事項	
6 森林施業の合理化に関する事項	19
(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針	
(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針	
(3) 林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針	
第4 森林の保全に関する事項	21
1 森林の土地の保全に関する事項	21
(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の 保全に特に留意すべき森林の地区	
(2) 森林の土地の保全のため林産物の搬出方法を 特定する必要のある森林及びその搬出方法	
(3) 土地の形質の変更に当たって留意すべき事項	
2 保安施設に関する事項	22
(1) 保安林の整備に関する方針	
(2) 保安施設地区に関する方針	
(3) 治山事業に関する方針	
(4) その他必要な方針	
3 森林の保護等に関する事項	22
(1) 森林病虫害等の被害対策の方針	
(2) 鳥獣による森林被害対策の方針	
(3) 林野火災の予防の方針	
(4) その他必要な事項	
第5 計画量等	24
1 伐採立木材積	24
2 間伐面積	24
3 人工造林及び天然更新別の造林面積	24
4 林道の開設又は拡張に関する計画	25

5	保安林整備及び治山事業に関する計画	26
(1)	保安林として管理すべき森林の種類別面積等	
(2)	保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等	
(3)	実施すべき治山事業の数量	
第6	その他必要な事項	28
	保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法	28
別表	公益的機能別施業森林の区域及び施業方法	36
(附) 参考資料		
1	森林計画区の概況	39
(1)	市町村別土地面積及び森林面積	
(2)	地況（気候）	
(3)	土地利用の現況	
(4)	産業別生産額	
(5)	産業別就業者数	
2	森林の現況	41
(1)	齢級別森林資源表	
(2)	制限林普通林別森林資源表	
(3)	市町村別森林資源表	
(4)	制限林の種類別面積	
(5)	樹種別材積表	
(6)	荒廃地の面積	
(7)	森林の被害	
3	林業の動向	50
(1)	森林組合及び生産森林組合の現況	
(2)	林業事業体等の現況	
(3)	林業労働力の概況	
(4)	林業機械化の概況（高性能林業機械）	
4	前期計画の実行状況	53
(1)	伐採立木材積	
(2)	人工造林・天然更新別面積	
(3)	林道の開設又は拡張の数量	
(4)	保安施設の数量	
5	林地の異動状況（森林計画の対象森林）	54
(1)	森林より森林以外への異動	

(2) 森林以外より森林への異動

6	森林資源の推移 -----	54
	(1) 分期別伐採立木材積等	
	(2) 分期別期首資源表	
7	その他 -----	56
	(1) 国有林の地域別の森林計画の沿革	
	(2) 担当者の役職及び氏名並びに樹立に従事した期間	

I 計画の大綱

第1 森林計画区の概況

1 位置

本森林計画区は、岩手県北西部に位置し、北側は青森県の三八上北森林計画区、西側は秋田県の米代川森林計画区、東側は久慈・閉伊川森林計画区、南側は北上川上流森林計画区に接し、八幡平市などの2市3町1村を包括する区域である。

2 自然的背景

(1) 地勢

本森林計画区は西部を奥羽山脈が、東部を北上山地が南北に走っている。奥羽山脈は、岩手山(2,038m)、八幡平(1,613m)等から構成される八幡平火山群や七時雨山(1,060m)、西岳(1,018m)、稲庭岳(1,078m)等から構成される七時雨火山群等が連なり、北部の二戸高原など一部を除いて急峻な地形である。また、北上山地は、平庭岳(1,060m)、三巢子岳(1,182m)など1,000m以上の山々が平坦な山頂を連ね、隆起準平原の地形を呈している。

これらの山岳地帯に源を発する主要河川として、北側は馬淵川、安比川、瀬月内川が北流し青森県を經由して太平洋へ流れ、南側は松川、赤川が南流し北上川へと合流し、宮城県を經由して太平洋へ注ぎ、西側においては、八幡平市北西部を分水嶺とする米代川が秋田県を經由して日本海に注いでいる。

(2) 地質及び土壌

本森林計画区のうち、奥羽山脈の大部分は第四紀の新期火山地域で安山岩、石英安山岩質の火山岩を主体に形成され、山腹、山麓には火山碎屑物が広く堆積している。また、北上山地の大部分は古生層の粘板岩、砂岩、石灰岩等の堆積岩からなっている。

土壌は、米代川上流域には褐色森林土が、標高の高い地帯にはポドゾル土壌が分布し、北上山地の丘陵地帯、七時雨山周辺及び安比川流域には黒色土が分布している。

(3) 気候

気候は、平成15年～24年の気象観測データによる10年間の平均は、最高気温は34℃(二戸市)、最低気温は-18℃(奥中山)、年平均気温は9℃前後であり、年降水量1,000～1,200mmで東部の北上山地と中央部ではやや少なく、岩手県内でも少ない地域である。また、積雪量は奥羽山脈で多くなっている。

(4) 林況

ア 人工林

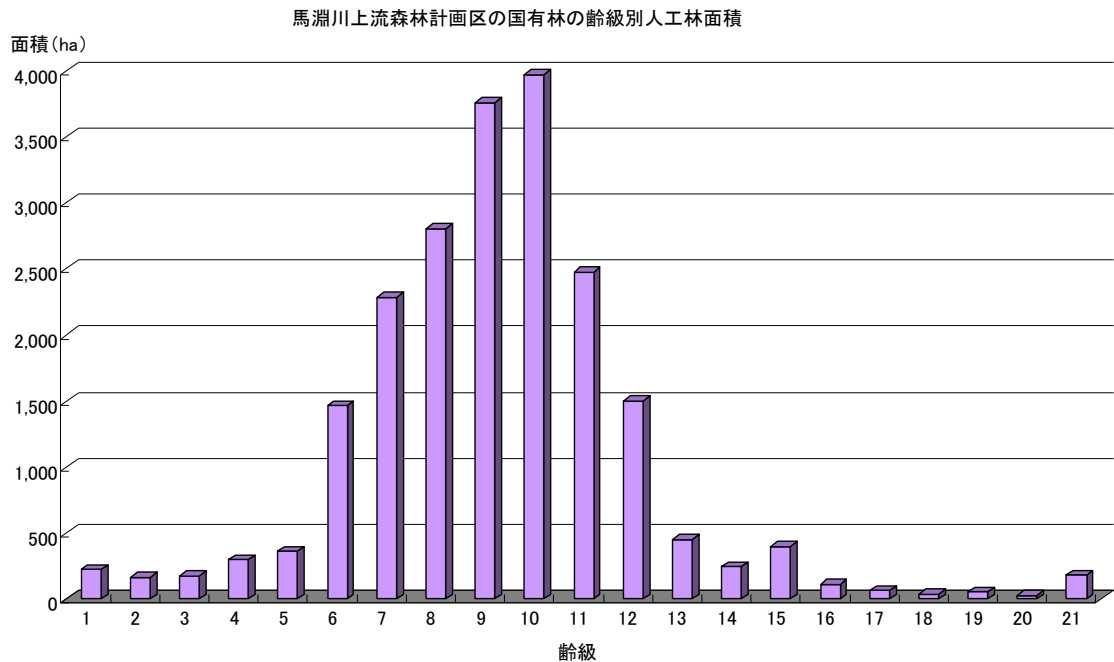
人工林面積は21千haで、立木地面積47千haの44%を占めている。

また、人工林蓄積は4,291千m³で、総蓄積8,272千m³の52%を占めており、樹種別ではスギが37%、カラマツが37%、アカマツが17%となっている。

齢級配置は、7齢級～11齢級が全体の73%を占めており偏ったものとなっている。

イ 天然林

天然林は26千haで、立木地面積の56%を占めており、ブナ類を主とする広葉樹林が大半を占めている。



3 社会経済的背景

(1) 土地利用の現況

本森林計画区の総面積は240千haで岩手県の総面積の16%を占めている。

土地の利用状況は、森林が186千haで計画区面積の78%を占め、農地が11%（水田4%）、その他が11%となっている。

(2) 地域産業の概要

本森林計画区の就業者総数は47千人で、その産業別の就業割合は第一次産業24%、第二次産業26%、第三次産業50%となっている。

総生産額は約1,947億円、その産業別の割合は第一次産業6%、第二次産業24%、第三次産業70%となっている。

乾しいたけや木炭等の特用林産物の生産が盛んで、国内有数の産地を形成している。また、二戸市の浄法寺地域では古くから生うるしの生産が盛んで、平成23年度の生産量は1,019kgと国内生うるし生産量の70%以上を生産しており、国内最大の産地である。

なお、第一次産業に占める林業の割合は、産業別就業者数で5%、総生産額では7%とな

っている。

(3) 計画区における国有林の位置付け

本森林計画区の国有林面積は51千haで、計画区内の土地面積240千haの21%、森林面積186千haの28%を占めている。

また、本森林計画区は貴重な野生動植物が多く生育・生息しており、生物多様性保全の観点から、八幡平植物群落保護林等の各種保護林を4箇所設定しているほか、「奥羽山脈緑の回廊」を設定している。

このほか、十和田八幡平国立公園をはじめとする森林景観の勝れた地域や森林レクリエーションの適地も多く、国有林が広く活用されている。



【岩手山と焼走り溶岩流地帯（特別天然記念物指定、自然観察教育林）】

第2 前期計画の実行結果の概要及びその評価

前計画の前半5ヵ年（平成21年度～平成25年度）の実行結果の概要については、次のとおりである。（平成25年度は実行予定を計上している。）

主伐については、現行計画量に対して、概ね計画どおりの実績となった。

間伐については、現行計画量に対して、概ね計画どおりの実績となった。

人工造林については、皆伐箇所の新植による確実な更新を実施したが、平成23年に発生した東日本大震災の影響等による立木販売箇所の搬出期間の延長に伴い、更新が次期計画に持ち越したことなどにより、計画を下回る実績となった。

天然更新については、伐採を予定した箇所の取りやめなどにより、計画を下回る実績となった。

林道等の開設については、豪雨等の自然災害により、当初見込まれていなかった災害箇所の拡張（改良）に優先的に対応したため、計画を下回る実績となった。

治山事業については、当初治山事業で行う計画であったが、他の森林整備事業で実施したことなどにより、計画を下回る実績となった。

○ 前計画の前半5ヵ年の実行結果の概要

	計 画	実 行
伐採立木材積	681 千m ³	609 千m ³ (89)
主伐	145 千m ³	129 千m ³ (89)
間伐	536 千m ³	480 千m ³ (90)
造林面積	474 ha	336 ha (71)
人工造林	438 ha	317 ha (72)
天然更新	36 ha	19 ha (53)
林道等の開設又は拡張	開設：69.4km	開設：14.0km (20) (舗装)： 箇所 (改良)：36箇所
保安林等の整備	指定： ha 解除： 3ha	指定： ha 解除： 1ha
水源涵養 ^{かん}	指定： ha 解除： 3ha	指定： ha 解除： 1ha
災害防備	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
保健、風致の保存等	指定： ha 解除： ha	指定： ha 解除： ha
治山事業	58 地区	33 地区

注 () 内の数値は計画量に対する実行量の割合 (%) である。

第3 計画樹立に当たっての基本的な考え方

森林は、国土の保全、水源の涵養^{かん}、地球温暖化防止等の多面的機能の発揮を通じて、国民が安全で安心して暮らせる社会の実現に重要な役割を果たしており、また、木材等の林産物の供給源として地域の経済活動と深く結びつくなど、我が国が有する貴重な再生可能資源である。その恩恵を国民が将来にわたって永続的に享受するには、森林を適正に整備・保全することが重要である。

とりわけ、戦後に積極的に造成された人工林を主体に蓄積が年々増加しており、今後多くの人工林が利用期を迎えつつある。これらの森林資源を有効に利用にしながら森林の有する多面的機能の持続的な発揮を図るため、森林の現況、立地条件及び国民のニーズ等を踏まえつつ、施業方法を適切に選択し、計画的に森林の整備及び保全を進めながら、望ましい森林の姿を目指すこととする。

その際、全ての森林は多種多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与していることを踏まえ、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることが望ましい。

さらに、これらの森林の整備及び保全の展開基盤として、路網整備の推進等の条件整備に取り組むことが必要である。

この計画においては、このような基本的な考え方に沿って、森林の整備及び保全の目標、森林施業に関する指針や路網整備に関する目標等森林の整備に関する事項、治山や森林の保護の方針等森林の保全に関する事項を明らかにすることとする。

なお、計画の樹立に当たっては、全国森林計画の計画事項に即しつつ、本森林計画区の特性及び森林・林業等に関する諸施策の実施状況等を考慮し、民有林・国有林間での一層の連携強化のもと、その効率的な実行が図られるものとなるよう配慮することとする。

Ⅱ 計画事項

第1 計画の対象とする森林の区域

馬淵川上流国有林の地域別の森林計画の対象とする森林面積は下表のとおりである。

単位 面積：ha

市 町 村	面 積 (ha)	備 考
総 数	51,191.71	
二 戸 市	4,246.19	岩手北部森林管理署
八 幡 平 市	43,802.71	〃
葛 巻 町	747.84	〃
一 戸 町	2,394.97	〃

注1 計画の対象とする森林の区域は、森林計画図において表示する区域内の国有林とする。

2 森林計画図の縦覧場所は、東北森林管理局計画課及び岩手北部森林管理署とする。

第2 森林の整備及び保全に関する基本的な事項

1 森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的な事項

(1) 森林の整備及び保全の目標

本森林計画区の国有林においては、流域における農業その他経済活動の基盤となる安定的な水資源の確保に資するよう、全面的に水源涵養機能の維持増進を図ることとする。そのため、育成単層林については、除伐、間伐等を適切に実施し、健全な森林の育成に努めるとともに、立地条件に応じて育成複層林への転換を推進することとする。また、地質的に脆弱な地域等において、山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進に配慮した森林整備を推進する。

さらに、地質、気候等の地域の特性に応じた治山施設の整備を推進することとする。

本森林計画区の国有林は、十和田八幡平国立公園、八幡平鳥獣保護区特別保護地区等、原生的あるいは優れた景観を有し、かつスキーや登山等の森林を利用したレクリエーションや保健休養の場として多くの人々に利用される森林も多く、このような森林においては、保健・レクリエーション機能及び生物多様性保全機能の維持増進に配慮して整備・保全していくこととする。

以上の目標の実現を図るに当たり、森林の有する各機能について、その機能発揮の上から望ましい森林資源の姿は次のとおりである。

(水源涵養機能)

下層植生とともに樹木の根が発達することにより、水を蓄える隙間に富んだ浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林であって、必要に応じて浸透を促進する施設等が整備されている森林。



(山地災害防止機能／土壤保全機能)

下層植生が生育するための空間が確保され、適度な光が射し込み、下層植生とともに樹木の根が深く広く発達し土壌を保持する能力に優れた森林であって、必要に応じて山地災害を防ぐ施設が整備されている森林。



(快適環境形成機能)

大気の浄化、騒音、飛砂や風を防ぐなど良好な生活環境を保全するために、樹高が高く枝葉が多く茂っているなど遮蔽能力や粉塵等の汚染物質の吸着能力が高く、諸被害に対する抵抗性が高い森林。



(保健・レクリエーション機能)

身近な自然や自然とのふれあいの場として適切に管理され、多様な樹種等からなり、住民等に憩いと学びの場を提供している森林であって、必要に応じて保健・教育活動に適した施設が整備されている森林。



(文化機能)

史跡・名勝等と一体となって潤いのある自然景観や歴史的風致を構成している森林であって、必要に応じて文化活動に適した施設が整備されている森林。



(生物多様性保全機能)

原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林。

なお、本機能については、伐採や自然の攪乱などにより時間軸を通して常に変化しながらも、一定の広がりにおいて様々な生育段階や樹種から構成される森林が相互に関係しつつ発揮される機能であり、上記の森林など属地的な発揮が期待されるものを除き、特定の森林が対象とはならない。



(木材等生産機能)

林木の生育に適した土壌を有し、木材として利用する上で良好な樹木により構成され成長量が高い森林であって、林道等の基盤施設が適切に整備されている森林。



(2) 森林の整備及び保全の基本方針

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する多面的機能を高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨の増加等の自然環境の変化も考慮しつつ、適切な森林施業の実施や森林の保全の確保により健全な森林資源の維持造成を推進する。また、これらを踏まえ森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの適切な実施や森林GISの効果的な活用を図ることとする。

具体的には、森林の有する諸機能が発揮される場である「流域」を基本的な単位として、森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全及び木材等生産の各機能を高度に発揮するための適切な森林施業の実施、林道等の路網の整備、委託を受けて行う森林施業又は経営の実施、保安林制度の適切な運用、治山施設の整備、森林病虫害や野生鳥獣による被害への対策などの森林の保護等に関する取組を推進する。

また、機能類型区分に応じた適切な施業の結果得られる木材については、計画的に供給する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備及び保全の基本方針を表のとおり定める。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
水源涵養機能	ダム集水区域や主要な河川の上流に位置する水源地周辺の森林並びに地域の用水源として重要なため池、湧水地及び溪流等の周辺に存する森林は、水源涵養機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については、縮小及び分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 ダム等の利水施設上流部等において、水源涵養の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進することを基本とする。
山地災害防止機能／土壌保全機能	山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林地の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 集落等に近接する山地災害発生の危険性が高い地域等において、土砂の流出防備等の機能が十全に発揮されるよう、保安林の指定やその適切な管理を推進するとともに、溪岸の侵食防止や山脚の固定等を図る必要がある場合には、谷止や土留等の施設の設置を推進することを基本とする。

森林の有する機能	森林整備及び保全の基本方針
快適環境形成機能	国民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 快適な環境の保全のための保安林の指定やその適切な管理、防風、防潮等に重要な役割を果たしている海岸林等の保全を推進することとする。
保健・レクリエーション機能	観光的に魅力のある高原、渓谷等の自然景観や植物群落を有する森林、キャンプ場や森林公園等の施設を伴う森林など、国民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、国民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や国民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。また、保健等のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
文化機能	史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から文化機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。また、風致のための保安林の指定やその適切な管理を推進することとする。
生物多様性保全機能	森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。 とりわけ、原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する溪畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。また、野生生物のための回廊の確保にも配慮した適切な保全を推進することとする。
木材等生産機能	林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図ることとする。 具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。

(3) 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態等

○ 計画期間において到達し、かつ、保持すべき森林資源の状態

単位 面積：ha、蓄積：m³/ha

		現 況	計画期末
面積	育成単層林 〔 森林を構成する林木を皆伐により伐採し、 人為※ ₁ により単一の樹冠層を構成する森林と して成立させ維持する森林 〕	21,159	21,064
	育成複層林 〔 森林を構成する林木を択伐※ ₂ 等により伐採 し、人為により複数の樹冠層※ ₃ を構成する森 林として成立させ維持する森林 〕	1,063	1,061
	天 然 生 林※ ₄ 〔 主として天然力※ ₅ を活用することにより成 立させ維持する森林 〕	25,225	25,211
森林蓄積 (ha当たり)		174	190

※1 「人為」とは、目的に応じ、植栽、更新補助（天然下種更新のための地表かきおこし・刈払い等）、芽かき、下刈、除伐等の保育及び間伐等の作業を行うこと。

※2 「択伐」とは、森林内の成熟木を数年～数十年ごとに計画的に繰り返し伐採すること。

※3 「複数の樹冠層」とは、林齢や樹種の違いから樹木の高さが異なることにより生じるもの。

※4 「天然生林」には、未立木地、竹林等を含む。

※5 「天然力」とは、自然に散布された種子が発芽・生育することをいう。

2 その他必要な事項

(1) 溪畔周辺の整備・保全

溪流沿いや湖沼の周囲等溪畔周辺は、流域全体の生物多様性の保全に大きく貢献し、水系への土砂流出の抑制等公益的機能の発揮上重要な役割を果たしていることから、溪畔周辺の保全及びその機能や役割の維持・増進が図られるよう、本来成立すべき植生による上流から下流までの連続性の確保に努める。

第3 森林の整備に関する事項

森林施業を実施するに当たっては、第2の1に定める森林の整備及び保全の目標その他森林の整備及び保全に関する基本的事項によるほか、次に掲げる基準によるものとする。

なお、保安林及び保安施設地区内の森林並びに森林法施行規則（昭和26年農林省令第54号）第7条の2に規定されている森林については、保全対象又は受益対象を同じくする森林ごとに制限の目的の達成に必要な施業を行うこととする。

また、森林の生物多様性の保全の観点から、施業の実施に当たっては、野生生物の営巣、餌場、隠れ場として重要な空洞木や枯損木、目的樹種以外の樹種であっても目的樹種の成長を妨げないものについては、保残に努めることとする。

1 森林の立木竹の伐採に関する事項

（1）立木の伐採（主伐）の標準的な方法

ア 育成単層林施業を行う森林

人工造林、ぼう芽更新又は天然下種更新により高い林地生産力が期待される森林及び森林の有する公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

（ア）主伐に当たっては、自然的条件及び公益的機能の確保についての必要性を踏まえ、1箇所当たりの伐採面積の規模、伐採箇所の分散に配慮することとする。1箇所当たりの伐採面積の限度は、おおむね5ha以下（法令等による伐採面積の上限が5ha以下で指定されている場合にあってはその制限の範囲内）とする。ただし、分収林等の契約に基づく森林は契約内容による。また、林地保全、雪崩及び落石等の防止、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持等のため必要がある場合には、所要の保護樹帯を設置することとする。

（イ）主伐の時期については、立木の標準伐期齢以上とし、地域の森林構成を踏まえ、公益的機能の発揮との調和に配慮し、木材等資源の効率的な循環・利用を考慮して、適切な林齢で伐採することとする。

また、長伐期施業を行う林分の主伐の時期は、標準伐期齢のおおむね2倍程度に相当する林齢に達したときとする。

主な樹種別の主伐の時期は次のとおりとする。

地 区	樹 種	施業方法	主伐の時期	更新方法
全 域	ス ギ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	100	新 植
	カラマツ	通常伐期	60	新 植
		長伐期	80	新 植
	アカマツ	通常伐期	50	天然下種
		長伐期	100	天然下種

(ウ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

イ 育成複層林施業を行う森林

人為と天然力の適切な組み合わせにより複数の樹冠層を構成する森林として成立し、森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。なお、主伐に当たっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然的条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造を勘案して行うこととする。

(ア) 択伐による場合は、森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、適切な伐採率、繰り返し期間によることとする。

(イ) 天然更新を前提とする場合には、種子の結実状況、天然稚樹の生育状況、母樹の保残等に配慮することとする。

ウ 天然生林施業を行う森林

天然生林施業に当たっては、気候、地形、土壌等の自然的条件、林業技術体系等からみて、主として天然力を活用することにより適確な更新及び森林の諸機能の維持増進が図られる森林について、以下の事項に留意の上、実施することとする。

(ア) 主伐に当たっては、イの主伐についての留意事項によることとする。

(イ) 国土の保全、自然環境の保全、種の保存等のために禁伐その他の施業を行う必要のある森林については、その目的に応じて適切な施業を行うこととする。

(2) 立木の標準伐期齢

標準伐期齢は、森林の有する公益的機能、既往の平均伐採齢及び森林の構成を勘案し、樹種ごとに平均成長量が最大となる年齢を基準として次のとおり定める。

なお、標準伐期齢は、流域を通じた立木の伐採（主伐）の時期に関する指標として定めるものであり、保安林の伐採規制等に用いられるものである。

地 区	樹 種				
	スギ	アカマツ・クロマツ	カラマツ	その他針葉樹	広葉樹
全 域	45	40	35	45	25

2 造林に関する事項

(1) 人工造林に関する基本的な事項

ア 人工造林の対象樹種

人工造林における造林すべき樹種は、適地適木を原則とし、気候、地形、土壌等の自然条件を適確に把握した上で、既往の造林地における生育状況等も勘案して、現地の状況に

最も適合した樹種を選定することとする。

イ 人工造林の植栽本数

人工造林における植栽本数は、下表を目安とし、立地条件及び有用天然木の稚幼樹の成
立状況等に応じて調整する。なお、複層林施業については、下表の植栽本数に複層伐の伐
採率を乗じて得られる本数を目安とする。

ただし、保安林で植栽指定のある場合は、その指定本数以上とする。

単位：本/ha

樹 種	植栽本数
ス ギ	2,500～3,000
カラマツ	2,000～2,500

ウ 人工造林の標準的な方法

(ア) 地拵

林地の保護及び地力の維持を図りつつ確実な更新を行うため、末木枝条の存置状況、植
生、地形等に応じた効率的な作業方法を選択することとする。

アカマツ、ブナ等の有用天然木の稚幼樹が群状に生育している場合は、これを育成して
いくこととする。

(イ) 植付

健全な苗木を用い、適期、適作業により活着率の向上と植栽当年からの旺盛な成長が期
待できるよう実施する。

エ 伐採跡地の人工造林すべき期間

公益的機能の維持、早期回復を図るため、人工造林によるものについては、原則として
2年以内とする。

(2) 天然更新に関する基本的な事項

ア 天然更新の対象樹種

天然更新補助作業の対象樹種は、アカマツ、ブナ等の有用天然木とする。

イ 天然更新の標準的な方法

更新を確保し、成林させるため、地表処理、刈出し、植込み等の更新補助作業を実施す
ることが必要かつ適当な森林については、それぞれの森林の状況に応じた方法により、施
業を行うこととする。

また、天然更新完了確認調査において、更新完了の目途が立たないと判断される場合は、
刈出し等の更新補助作業を行うなど必要な措置を講ずるものとする。

(ア) 地表処理

ササや粗腐植の堆積等により天然更新が阻害されている箇所において、かき起こし等の
作業を行うこととする。

(イ) 刈出し

ササなどの下層植生により天然稚樹の生育が阻害されている箇所について行うこととする。

(ウ) 植込み

天然稚樹等の生育状況等を勘案し、天然更新の不十分な箇所に必要な本数を植栽することとする。

3 間伐及び保育に関する事項

(1) 間伐の標準的な方法

ア 間伐の時期

間伐は、林冠が閉鎖して林木相互間の競争による優劣が生じた時期から行うものとするが、その目安は上層木樹高がおおむね9 m、かつ収量比数がスギで0.60以上、アカマツで0.70以上、カラマツで0.65以上とする。

ただしこれらの目安に満たない林分においても、林分状況や近隣林分の間伐の実施状況等を踏まえ、間伐を実施することが適当と判断される場合は実施できるものとする。

イ 間伐の繰り返し期間

林冠が再び閉鎖する期間と間伐効果が成長に及ぼす期間を考慮して決定することとし、その目安はおおむね10年（ただし、カラマツにあっては8年）とする。

ただし、高齢級（60年生以上）の林分については、林冠の閉鎖する期間を考慮して、15年以上を目安とする。

ウ 最終間伐の時期

主伐予定時期のおおむね10年前（ただし、カラマツにあっては8年前）とする。

エ 間伐率

材積間伐率は35%を超えないものとする。

なお、保安林指定施業要件等、法令により間伐率に制限が定められている場合は、その範囲内とする。

(2) 保育の標準的な方法

林木の保育は、健全な森林を確実に造成することを目的とし、その標準的な方法は以下のとおりとする。なお、その実施に当たっては画一性を排し、植栽木の生育状況等現地の実態に即した効果的な作業の時期、回数等を十分検討の上、適切に行うこととする。

ア 作業時期、回数

樹種	作業別	保育作業計画（年）														
		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15
スギ	下刈	△	○	○	○	○	△									
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→		
アカマツ	下刈	人工林	○	○	○	○	△									
		天然林	◎	◎	○	○	○									
	つる切・除伐							←	○	→		←	○	→		
カラマツ	下刈	○	○	○	△											
	つる切・除伐					←	○	→		←	○	→				

注 ◎は2回刈り、△は必要に応じて実施することを示す。

イ 施業方法の基準

（ア）下刈

植栽木、有用天然木の生育状況及び植生の状況等現地の実態により適切な作業方法を採用し、効率的な作業を行うこととする。下刈終期の目安は、植栽木の高さが雑草木より抜き出て、植栽木の生育に支障がなくなった時期とする。

（イ）つる切

つる類の繁茂状況により必要に応じ実施することとする。なお、かん木類の発生状況を勘案して極力除伐作業と同時に行うこととする。

（ウ）除伐

下刈の終了後、林分が閉鎖するまでの段階で有用天然木の育成に配慮しつつ、目的樹種の生育を阻害している侵入木及び将来育成の見込みのない形質不良な植栽木の除去を目的として行うこととする。

豪雪地帯における急激な疎開は、雪害の危険があるので植栽木と侵入木の相互の配置状況を考慮し漸進的に行うこととする。

4 公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

（1）公益的機能別施業森林の区域

公益的機能別施業森林の区域については以下の考え方に従い、別表のとおり定める。

ア 水源涵養機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

水源涵養機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等は除く。

イ 森林の有する土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

(ア) 山地災害防止機能／土壤保全機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

山地災害防止機能／土壤保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、当該区域に係る地域の要請等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を定めることに特別な意義を有する治山事業施工地等は除く。

(イ) 快適環境形成機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

快適環境形成機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。

(ウ) 保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

保健機能／文化機能／生物多様性保全機能の高度発揮が求められている森林について、森林の位置及び構成、地域住民の意向等を勘案しつつ、管理経営の一体性の確保の観点から、その配置についてできるだけまとまりを持たせて定める。ただし、狭小な区域を単位として定めることに特別な意義を有する保護林、レクリエーションの森等は除く。

(2) 公益的機能別施業森林における森林施業の方法

ア 水源涵養機能^{かん}の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該区域内における施業の方法は、伐期の間隔の拡大及び伐採面積の縮小・分散を図ることを基本として、下層植生の維持（育成複層林施業にあっては下層木の適確な生育）を図りつつ、根系の発達を確保するとともに、立地条件に応じて長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業を推進することとする。

イ 森林の有する土地に関する山地災害防止機能／土壤保全機能、快適環境形成機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

当該区域内における施業の方法は、それぞれの区域の機能に応じて森林の構成を維持し、樹種の多様性を増進することを基本として、長伐期施業、択伐による複層林施業、択伐以外の方法による複層林施業など、良好な自然環境の保全や快適な利用のための景観の維持・形成を目的とした施業の方法を選択することとする。

5 林道等の開設その他林産物の搬出に関する事項

(1) 林道（林業専用道を含む。以下同じ。）等の開設及び改良に関する基本的な考え方

林道等の開設及び改良については、傾斜等の自然条件、事業量のまとまり等地域の特性に応じて、環境負荷の低減に配慮し、木材の搬出を伴う間伐の実施や多様な森林への誘導等に必要な森林施業を効果的かつ効率的に実施するため、路網と高性能林業機械を組み合わせた低コストで効率的な作業システムに対応したものとする。また、林道の開設に当たっては、

森林の利用形態や地形・地質等に応じて、丈夫で簡易な規格・構造を柔軟に選択するとともに、森林施業の優先順位に応じた整備を推進することとする。

○ 基幹路網の現状

単位 延長：km

	路線数	延長
基幹路網	96	318
うち林業専用道を含む路線	2	6

注1 基幹路網は自動車道、軽車道の計である。

注2 現状については、平成25年3月31日現在の数値である。

- (2) 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムの基本的な考え方
高性能林業機械を含む機械作業システムの導入を推進するとともに、効率的な森林施業に資するため、下記に示す路網密度を目安に路網整備を一層推進する。

○ 効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

単位 路網密度：m/ha

	作業システム	路網密度	
			基幹路網
緩傾斜地（0°～15°）	車両系作業システム	100以上	35以上
中傾斜地（15°～30°）	車両系作業システム	75以上	25以上
	架線系作業システム	25以上	25以上
急傾斜地（30°～35°）	車両系作業システム	60以上	15以上
	架線系作業システム	15以上	15以上
急峻地（35°～）	架線系作業システム	5以上	5以上

注1 「車両系作業システム」とは、林内にワイヤーロープを架設せず、車両系の林業機械により林内の路網を移動しながら木材を集積、運搬するシステム。フォワーダ等を活用する。

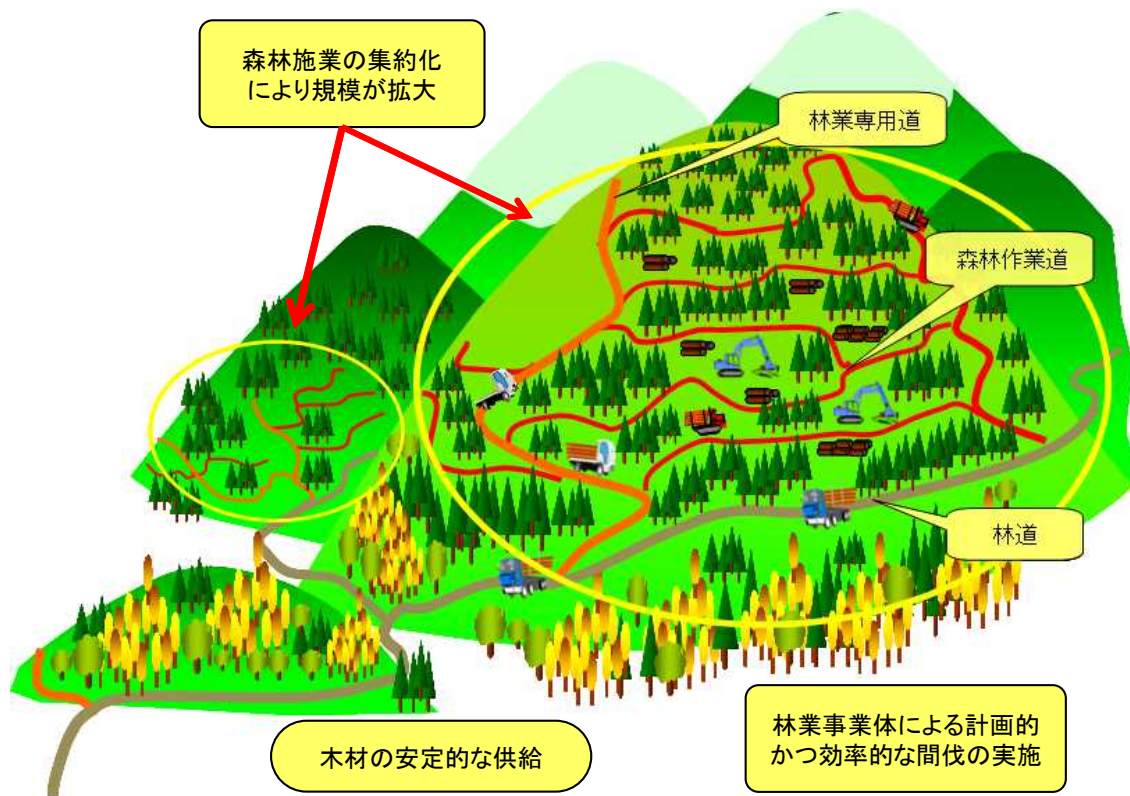
注2 「架線系作業システム」とは、林内に架設したワイヤーロープに取り付けた搬器等を移動させて木材を吊り上げて集積するシステム。タワーヤード等を活用する。

- (3) 更新を確保するため林産物の搬出方法を特定する必要がある森林の所在及びその搬出方法

該当なし。

- (4) その他必要な事項

林道等の開設に当たっては、林地の保全に留意するとともに、民有林との連携を図りつつ、公道、民有林林道の配置状況等を勘案して路網の整備に努めることとする。



【効率的な森林施業のイメージ】

6 森林施業の合理化に関する事項

(1) 林業に従事する者の養成及び確保に関する方針

森林の流域管理システムの確立及び国有林野事業における事業の民間実行の徹底を図る上で、合理的かつ効率的な事業規模、機械装備等を有する経営体質の強い林業事業体の育成・強化が重要である。

このため、林業事業体の体質強化、高性能林業機械の開発・導入、林業労働者の就労条件の改善、労働安全衛生の確保等に関する一般林政施策の充実とあいまって、国有林野事業としても次の方策により林業事業体の育成・強化を図るとともに、これらを通じて優れた林業労働者の確保に資することとする。

ア 事業の計画的・安定的な発注等により経営の安定化を図る。

イ 事業主への労働安全衛生対策に関する指導、就労条件の改善への配慮等を行うとともに、森林施業の多様化等に対応した実行体制を確保しうよう施工管理体制の確立に関する指導や技術指導等を行う。

(2) 作業システムの高度化に資する林業機械の導入の促進に関する方針

作業システムの高度化については、森林施業の効率化や労働災害の減少等に資する高性能林業機械の導入が重要であり、これまで国有林・民有林が連携してその普及に努めた結果、着実に広まってきているものの、高性能林業機械の作業性能を最大限に引き出した作業シス

テムへの移行が進展せず、労働生産性の向上、生産コストの縮減に繋がっていない状況が見られる。

このため、民有林関係者と連携を図りつつ、現地検討会等を通じた高性能林業機械を含む機械作業システムの指導・普及、オペレーターを養成するための研修フィールドの提供に取り組むほか、路網の整備、事業規模の確保に配慮した請負事業の発注に努め、林業事業体の高性能林業機械導入の促進に寄与するよう努めることとする。

（３）林産物の利用促進のための施設の整備に関する方針

間伐材のシステム販売等を通じて木材の計画的、安定的な供給や供給ロットの拡大に努め、木材の安定的取引関係の確立等による流通・加工コストの低減に寄与し、需要者ニーズに即した製品を供給しうる体制の確立に民有林と連携しながら取り組むこととする。

第4 森林の保全に関する事項

1 森林の土地の保全に関する事項

(1) 樹根及び表土の保全その他森林の土地の保全に特に留意すべき森林の地区

森 林 の 所 在		面 積	留意すべき事項	備 考
市 町 村	区 域 (林班)			
総 数		37,771.81	1 保安林等については、指定の目的の達成に必要な施業を行う。 2 立木の伐採に当たっては、山地災害防止機能等に支障を及ぼすことのないよう留意する。土地の形質変更は極力行わない。やむを得ず行う場合は、必要最小限の規模とし、土砂の流出の防止等の施設を設けるなど林地の保全に十分留意するものとする。	
二 戸 市	188,303～304,401～406,408～410,413	881.38		
八 幡 平 市	1～13,20～27,30,34～37,39～47,49,52～60,64～65,67～68,70～71,78～79,82～117,119～123,244～247,425,444～445,447,451～452,454～469,471～485,1408,1413,1416～1419,1426,1428～1454,1475,1479～1480,1482～1487,1491～1503,1527,1533,1538,1542～1543,1547～1566	33,757.74		
葛 巻 町	1113～1115	747.40		
一 戸 町	1666～1676,1703～1708,1755～1765,1769～1772,1774～1779	2,385.29		

(2) 森林の土地の保全のための林産物の搬出方法を特定する必要がある森林及びその搬出方法
該当なし。

(3) 土地の形質の変更に当たっての留意すべき事項

土地の形質の変更に当たっては、林地の保全に十分に留意することとし、地形及び地質等の条件、土地の形質変更の目的及び内容を勘案して、実施地区の選定を行うこととする。

土石の切取、盛土を行う場合には、法勾配の安定を図り、必要に応じて法面保護のための緑化工、土留工等の施設又は、排水施設等を設けることとする。また、その他の土地の形質の変更を行う場合には、その態様に応じて土砂の流出、崩壊等の防止に必要な施設を設ける等適切な保全措置を講ずることとする。

2 保安施設に関する事項

(1) 保安林の整備に関する方針

本森林計画区における森林に関する自然的条件、社会的要請及び保安林の配備状況を踏まえ、特に公益的機能の発揮が要請される森林については、保安林として適切に管理・保全していくこととする。

また、第3の4で定める公益的機能別施業森林の区域については、その機能を十分に発揮できるよう、必要に応じて保安林の指定施業要件の見直しを行うこととする。

(2) 保安施設地区に関する方針

該当なし。

(3) 治山事業に関する方針

治山事業については、国民の安全・安心の確保を図る観点から、災害に強い地域づくりや水源地域の機能強化を図ることとする。近年、頻発する集中豪雨や地震等による大規模災害の発生のおそれが高まっていることを踏まえ、山地災害による被害を未然に防止・軽減する事前防災・減災の考え方に立ち、緊急かつ計画的な実施を必要とする荒廃地等を対象として、治山施設等の設置と保安林の整備を推進することとする。

なお、ダム上流等の重要な水源地や集落の水源地となっている保安林については、浸透・保水能力の高い森林土壌を有する森林の維持・造成を推進することとする。

加えて、流域保全の観点からの関係機関との連携や地域における避難体制の整備などのソフト対策との連携を通じた効果的な治山対策を講ずることとする。

(4) その他必要な方針

保安林の適切な管理を確保するため、保安林台帳の調整、標識の設置、巡視等を適正に行うこととする。

3 森林の保護等に関する事項

(1) 森林病虫害等の被害対策の方針

森林病虫害等の被害対策については、保護樹帯の設置、適切な保育の実行等により病虫害等の森林被害に対する抵抗性の高い森林の整備に努めるとともに、被害の未然防止、早期発見及び早期駆除に努め、日常の管理を通じて適時適切に行うこととする。

特に、松くい虫による被害については、岩手県内では県南部から県央部にかけて被害地域の北上や高標高地域への拡大が見受けられ、平成25年に本森林計画区域の九戸村で被害が確認されており、被害防止のための健全な松林の整備と関係機関と連携した監視活動等の一層の推進を図ることとする。

(2) 鳥獣による森林被害対策の方針

野生鳥獣による森林被害については、その防止に向け、鳥獣保護管理施策や農業被害対策との連携を図りつつ、森林被害のモニタリングを推進し、その結果を踏まえて、関係機関と連携して広域的な対策を総合的かつ効果的に推進することとする。

また、野生鳥獣との共存にも配慮した針広混交の育成複層林の整備、野生鳥獣と地域住民との棲み分けに配慮した緩衝帯の整備等を推進することとする。

（３）林野火災の予防の方針

山火事等の森林被害を未然に防止するため、林内歩道等の整備を図りつつ、地元住民、地方公共団体、ボランティア等との連携を図り、林野巡視、山火事警防等を適時適切に実施することとする。

（４）その他必要な事項

森林の適正な保護のため、森林の面積、管理状況等を勘案して、林内歩道等の整備を図るとともに、森林の保護思想の普及のための標識設置等を行うこととする。

第5 計画量等

1 伐採立木材積

単位 材積：1,000m³

区 分	総 数			主 伐			間 伐		
	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹	総 数	針葉樹	広葉樹
総 数	1,513	1,502	11	510	499	11	1,003	1,003	0
前半5ヵ年の計画量	815	811	4	249	245	4	566	566	0

2 間伐面積

単位 面積：ha

区 分	間伐面積
総 数	13,424
前半5ヵ年の計画量	6,942

3 人工造林及び天然更新別の造林面積

単位 面積：ha

区 分	人工造林	天然更新
総 量	1,902	128
前半5ヵ年の計画量	918	24

4 林道の開設又は拡張に関する計画

単位 延長：km 面積：ha

開設／ 拡張	種類	区分	位 置 (市町村)	路線名	延長	利用区 域面積	前半5ヵ年 の計画箇所	対図 番号	備 考	
開設	自動 車道	林 業 専用道	二戸市	高滝沢	2.0	119	○	1		
				上名無沢	2.0	226	○	2		
				北ノ沢	1.6	237	○	3		
				ヒバリ沢	0.6	28		4		
				中の又	1.0	62		5		
			小 計	5路線	7.2					
			八幡平市	倉形沢	1.5	252	○	6		
				田沢	1.0	136	○	7		
				尻沢	2.0	127	○	8		
				七時雨	1.5	97	○	9		
				貝梨	2.0	144	○	10		
				御月	1.0	130	○	11		
				大鶴間	1.5	112	○	12		
				小網沢	3.5	339	○	13		
				中台	1.0	106	○	14		
				晴沢	2.0	162		15		
				駒揚沢	2.0	217		16		
				日陰沢	3.2	245		17		
				根石	1.6	122		18		
				四角	1.2	155		19		
				泥沢	2.0	156		20		
				押口沢	4.0	111		21		
				武士ノ沢	1.6	129		22		
				水沢	1.8	62		23		
				中台	1.4	83		24		
				小 計	19路線	35.8				
			一戸町	名越沢	2.0	209	○	25		
				青松沢	2.0	105	○	26		
				小欠切沢	1.0	152		27		
				小 計	3路線	5.0				
合 計				27路線	48.0					
前半5ヵ年の計画量				14路線	24.6					

5 保安林整備及び治山事業に関する計画

(1) 保安林として管理すべき森林の種類別面積等

① 保安林として管理すべき森林の種類別の計画期末面積

単位 面積：ha

保安林の種類	面 積		備 考
		前半5ヵ年の 計画面積	
総数（実面積）	37,510.65	37,510.65	
水源かん養のための保安林	34,813.69	34,813.69	
災害防備のための保安林	2,453.54	2,453.54	
保健、風致の保存等のための保安林	8,089.63	8,089.63	

注 総数欄は、2以上の目的を達成するために指定される保安林があるため、水かん涵養のための保安林等の内訳の合計に一致しない。

② 計画期間内において保安の指定又は解除を相当とする森林の種類別の所在及び面積等

単位 面積：ha

指定 解除別	種 類	森林の所在		面 積	指定又は解除を 必要とする理由	備 考
		市町村	区 域			
解 除	水 源 かん養	八幡平市	4,6,23,471,1492	1.25	橋梁護岸敷外	
		一戸町	1764	0.20		

③ 計画期間内において指定施業要件の整備を相当とする森林の面積

該当無し

(2) 保安施設地区として指定することを相当とする土地の所在及び面積等

該当無し

(3) 実施すべき治山事業の数量

単位 地区

森林の所在		治山事業施工地区数		主な工種	備 考
市町村	区 域		前半5ヵ年の計画		
二戸市	164, 165, 404～406, 328	6	1	溪間工 本数調整伐	
八幡平市	1, 2, 5～9, 13, 21, 24, 25, 27, 30, 34, 36, 42, 44, 45, 49, 52, 53, 55, 56, 58, 59, 64, 88, 89, 96, 105, 108～110, 112～116, 119, 121～123, 244～247, 444, 447, 455, 462～465, 467, 469, 476～479, 482, 1408, 1417～1419, 1426, 1428, 1429, 1433～1438, 1440, 1443, 1444, 1446～1452, 1487, 1494, 1503, 1517, 1527, 1549, 1553～1557, 1559	95	63	溪間工 山腹工 本数調整伐	
一戸町	1758, 1759	2	2	本数調整伐	
合 計		103	66		

第6 その他必要な事項

保安林その他法令により施業について制限を受けている森林の施業方法

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
水かん	二 戸 市	403～406, 410	796.86	別紙1の とおり	砂 指 9.97
	八 幡 平 市	1～13, 20～27, 30, 34～37, 39～47, 49, 52～60, 64, 68, 79, 82～84, 86～110, 112～117, 119～123, 244～247, 425, 444～445, 447, 451～452, 454～469, 471～485, 1408, 1413, 1416～1419, 1426, 1428～1454, 1482～1487, 1492, 1494～1503, 1527, 1533, 1538, 1542～1543, 1547～1551, 1555～1566	30,910.44		保 健 5,949.99 砂 指 120.96 国特保 745.97 国特1 684.86 国特2 2,588.86 国特3 356.36 鳥保特 864.50 史 跡 8.55
	葛 巻 町	1113～1115	746.16		砂 指 1.58
	一 戸 町	1666～1676, 1703～1708, 1755～1765, 1769～1772, 1774～1779	2,361.68		砂 指 5.84
	小 計		34,815.14		
土 流	二 戸 市	408～409	62.94		保 健 62.94
	八 幡 平 市	44, 108, 117, 122, 1408, 1426, 1428～1429, 1435～1437, 1444, 1446, 1448～1449, 1453～1454, 1552～1554	2,207.82		保 健 1,835.42 国特保 641.65 国特2 1193.08 鳥保特 569.89 史 跡 5.36
	小 計		2,270.76		
土 崩	八 幡 平 市	58, 1487, 1491～1492, 1496, 1498	148.70		
	小 計		148.70		
なだれ	八 幡 平 市	34, 56, 99, 116	34.08		砂 指 1.23
	小 計		34.08		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
保 健	二 戸 市	408～409	62.94	別紙１の とおり	土 流 62.94
	八 幡 平 市	1, 7, 10, 12, 471～474, 479～482, 484, 485, 1492, 1496, 1499～1501, 1503, 1517, 1521, 1526, 1550～1566	8,026.69		水かん 5,949.99 土 流 1,834.73 砂 指 55.88 国特保 1,526.27 国特１ 684.86 国特２ 2,729.98 国特３ 220.73 鳥保特 1,433.90 史 跡 144.50
	小 計		8,089.63		
	計		45,358.31		
砂 指	二 戸 市	188, 303, 304, 401～405	21.56	別紙３の とおり	水かん 9.97
	八 幡 平 市	3, 4, 23, 56, 60, 67, 68, 70, 71, 78, 83～88, 91, 92, 99, 104, 111, 112, 115, 116, 120, 462, 464, 469, 1419, 1475, 1480, 1493, 1494, 1497～1503, 1550, 1556～1561, 1565, 1566	229.29		水かん 120.96 なだれ 1.23 保 健 55.88 国特２ 17.86 国特３ 5.59
	葛 巻 町	1114, 1115	1.58		水かん 1.58
	一 戸 町	1666, 1757～1759	5.84		水かん 5.84
	小 計		258.27		
	計		258.27		

単位 面積：ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
国特保	八 幡 平 市	1, 7, 10, 1492, 1496, 1551～1554, 1563～1566	1, 537. 01	別紙 2 の とおり	水かん 745. 97 土 流 641. 65 保 健 1, 526. 27 鳥保特 1, 326. 11 史 跡 144. 50
	小 計		1, 537. 01		
国特 1	八 幡 平 市	1555～1564	685. 53		水かん 684. 86 保 健 684. 86 鳥保特 116. 09
	小 計		685. 53		
国特 2	八 幡 平 市	10, 12, 484, 485, 1496, 1552～1560, 1563～1566	3, 804. 02		水かん 2, 588. 86 土 流 1, 193. 08 保 健 2, 729. 98 砂 指 17. 86
	小 計		3, 804. 02		
国特 3	八 幡 平 市	1527, 1556～1558, 1560, 1562, 1563	359. 24		水かん 356. 36 保 健 220. 73 砂 指 5. 59
	小 計		359. 24		
計			6, 385. 80		
県環特	八 幡 平 市	1512	7. 32	別紙 3 の とおり	特 母 7. 32
	小 計		7. 32		
計			7. 32		
鳥保特	八 幡 平 市	1, 7, 10, 1492, 1496, 1552～1554, 1563～1566	1, 442. 20		水かん 864. 50 土 流 569. 89 保 健 1, 433. 90 国特保 1, 326. 11 国特 1 116. 09 史 跡 5. 36
	小 計		1, 442. 20		
計			1, 442. 20		

単位 面積 : ha

種 類	森 林 の 所 在		面 積	施業方法	備 考 (重複制限林)
	市 町 村	区 域 (林 班)			
史 跡	八 幡 平 市	108, 1551, 1553, 1565	154.33	別紙3の とおり	水かん 8.55
					土 流 5.36
					保 健 144.50
					国特保 144.50
	小 計		154.33		
	計		154.33		
特 母	八 幡 平 市	1512	7.32		県環特 7.32
	小 計		7.32		
	計		7.32		

注1 種類及び備考欄の重複制限林の略称は、以下のとおり。

水かん＝水源かん養保安林

土 流＝土砂流出防備保安林

土 崩＝土砂崩壊防備保安林

なだれ＝なだれ防止保安林

保 健＝保健保安林

砂 指＝砂防指定地

国特保＝国立公園特別保護地区

国特1＝国立公園第1種特別地域

国特2＝国立公園第2種特別地域

国特3＝国立公園第3種特別地域

県環特＝県自然環境保全地域特別地区

鳥保特＝鳥獣保護区特別保護地区

史 跡＝史跡名勝天然記念物

特 母＝特別母樹

別紙 1 保安林の指定施業要件

事 項	基 準
1 伐採の方法	1 主伐に係るもの (1) 水源のかん養又は風害、干害若しくは霧害の防備をその指定の目的とする保安林にあつては、原則として、伐採種の指定をしない。 (2) 土砂の流出の防備、土砂の崩壊の防備、飛砂の防備、水害、潮害若しくは雪害の防備、魚つき、航行の目標の保存、公衆の保健又は名所若しくは旧跡の風致の保存をその指定の目的とする保安林にあつては原則として、択伐による。 (3) なだれ若しくは落石の危険の防止若しくは火災の防備をその指定の目的とする保安林又は保安施設地区内の森林にあつては、原則として伐採を禁止する。 (4) 伐採の禁止を受けない森林につき伐採をすることができる立木は、原則として、標準伐期齢以上のものとする。 2 間伐に係るもの (1) 主伐に係る伐採の禁止を受けない森林にあつては、伐採をすることができる箇所は、原則として、農林水産省令で定めるところにより算出される樹冠疎密度が10分の8以上の箇所とする。 (2) 主伐に係る伐採の禁止を受ける森林にあつては、原則として、伐採を禁止する。
2 伐採の限度	1 主伐に係るもの (1) 同一の単位とされる保安林等において伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる面積の合計は、原則として、当該同一の単位とされる保安林等のうちこれに係る伐採の方法として択伐が指定されている森林及び主伐に係る伐採の禁止を受けている森林以外のものの面積の合計に相当する数を、農林水産省令で定めるところにより、当該指定の目的を達成するため相当と認められる樹種につき当該指定施業要件を定める者が標準伐期齢を基準として定める伐期齢に相当する数で除して得た数に相当する面積を超えないものとする。 (2) 地形、気象、土壌等の状況により特に保安機能の維持又は強化を図る必要がある森林については、伐採年度ごとに皆伐による伐採をすることができる1箇所当たりの面積の限度は、農林水産省令で定めるところによりその保安機能の維持又は強化を図る必要の程度に応じ当該指定施業要件を定める者が指定する面積とする。 (3) 風害又は霧害の防備をその指定の目的とする保安林における皆伐による伐採は、原則として、その保安林のうちその立木の全部又は相当部分がおおむね標準伐期齢以上である部分が幅20メートル以上にわたり帯状に残存することとなるようにするものとする。

事 項	基 準
2 伐採の限度	(4) 伐採年度ごとに択伐による伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該年度の初日におけるその森林の立木の材積に相当する数に農林水産省令で定めるところにより算出される択伐率を乗じて得た数に相当する材積を超えないものとする。 2 間伐に係るもの 伐採年度ごとに伐採をすることができる立木の材積は、原則として、当該伐採年度の初日におけるその森林の立木の材積の10分の3.5を超えず、かつ、その伐採によりその森林に係る第1号2(1)の樹冠疎密度が10分の8を下ったとしても当該伐採年度の翌伐採年度の初日から起算しておおむね5年後においてその森林の当該樹冠疎密度が10分の8以上に回復することが確実にであると認められる範囲内の材積を超えないものとする。
3 植栽	1 方法に係るもの 満1年以上の苗を、おおむね、1ヘクタール当たり伐採跡地につきの確な更新を図るために必要なものとして農林水産省令で定める植栽本数以上の割合で均等に分布するように植栽するものとする。 2 期間に係るもの 伐採が終了した日を含む伐採年度の翌伐採年度の初日から起算して2年以内に植栽するものとする。 3 樹種に係るもの 保安機能の維持又は強化を図り、かつ、経済的利用に資することができる樹種として指定施業要件を定める者が指定する樹種を植栽するものとする。

別紙 2 自然公園における施業の方法

区 分	施 業 の 方 法
特 別 保護地区	森林の施業に関する制限について、環境大臣はそれぞれの地区につき農林水産大臣と協議して定めるものとする。
第 1 種 特別地域	1 禁伐とする。ただし、風致維持に支障のない場合に限り単木択伐法を行うことができる。 2 単木択伐法は、次の規定により行う。 (1) 伐期齢は、標準伐期齢に見合う年齢に10年以上を加えて決定する。 (2) 択伐率は、現在蓄積の10%以内とする。
第 2 種 特別地域	1 択伐法によるものとする。ただし、風致の維持に支障のない限り、皆伐法によることができる。 2 公園計画に基づく車道、歩道、集団施設地区及び単独施設の周辺（造林地、要改良林分、薪炭林を除く）は、原則として単木択伐法によるものとする。 3 伐期齢は標準伐期齢に見合う年齢以上とする。 4 択伐率は用材林においては、現在蓄積の30%以内とし、薪炭林においては、60%以内とする。 5 伐採及び更新に際し、特に風致上必要と認める場合は、環境省自然環境局長及び県知事は、伐区、樹種、林型の変更を要望することができる。 6 特に指定した風致樹については、保育及び保護につとめること。 7 皆伐法による場合その伐区は次のとおりとする。 (1) 1 伐区の面積は2ヘクタール以内とする。ただし、疎密度3より多く保残木を残す場合又は車道、歩道、集団施設地区、単独施設等の主要公園利用地点から望見されない場合は、伐区面積を増大することができる。 (2) 伐区は更新後5年以上経過しなければ連続して設定することはできない。 この場合においても、伐区はつとめて分散させなければならない。
第 3 種 特別地域	全般的な風致の維持を考慮して施業を実施し、特に施業の制限を受けないものとする。

別紙 3 砂防指定地等の施業方法

区 分	施 業 の 方 法
砂防指定地	「砂防法施行条例」（平成11年12月17日岩手県条例第73号）で定めるところによる。
自然環境保全地域 特別地区	「自然環境保全地域の特別地区内における木竹の伐採の方法及びその限度」に関する覚書について（昭和49年10月9日49林野計第405号）による。
県自然環境保全地域 特別地区	「岩手県自然環境保全条例」（昭和48年12月25日岩手県条例第62号）で定めるところによる。
鳥獣保護区 特別保護地区	「鳥獣保護区内の森林施業について」（昭和39年1月17日38林野計第1043号）による。
史跡名勝天然記念物	指定の目的に応じた施業を行う。
特別母樹	「林業種苗法」（昭和45年法律第89号）による。

計 画 事 項 の 別 表

別表 公益的機能別施業森林の区域及び施業方法

1 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		51,191.71	
二戸市	計	4,246.19	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	126～130, 132, 133, 156～158, 160, 162～166, 168～170, 188, 191, 192, 197, 201, 205, 217～219, 222～232, 276～279, 284～287, 293, 294, 301～306, 316～320, 323～329, 401～415		
八幡平市	計	43,802.71	
	1～31, 33～37, 39～47, 49, 52～60, 64～68, 70～117, 119～123, 244～247, 417～420, 425～428, 434, 444, 445, 447, 451～485, 1408, 1411, 1413, 1416～1419, 1426, 1428～1454, 1456～1463, 1465～1467, 1471, 1472, 1474～1477, 1479～1488, 1490～1503, 1512, 1516, 1517, 1519～1521, 1523～1527, 1530～1533, 1537, 1538, 1541～1543, 1546～1566		
葛巻町	計	747.84	
	1113～1115		
一戸町	計	2,394.97	
	1666～1676, 1703～1708, 1755～1765, 1769～1772, 1774～1780		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

2 土地に関する災害の防止機能、土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

① 森林の有する土地に関する災害の防止機能、土壌の保全機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		8,534.93	
二戸市	計	189.98	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	188, 303, 304, 401～406, 408, 409		
八幡平市	計	8,291.79	
	3, 4, 11, 13, 16, 18, 22, 23, 25, 28, 29, 34, 36, 44, 56, 58, 60, 67, 68, 70～72, 77～79, 82～89, 91, 92, 95, 99, 104, 108, 110～112, 115～117, 119～123, 418, 425, 459～462, 464, 465, 468, 469, 475～479, 1408, 1419, 1426, 1428, 1429, 1435～1437, 1441, 1442, 1444, 1446, 1448, 1449, 1453, 1454, 1456～1458, 1461, 1475, 1480, 1486～1488, 1490～1503, 1538, 1550, 1552～1554, 1556～1566		
葛巻町	計	28.59	
	1114		
一戸町	計	24.57	
	1666, 1670, 1757～1759, 1778		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。

② 快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林 該当なし

③ 保健機能の維持増進を図る森林

単位 面積：ha

市町村	森 林 の 所 在 (林 班)	面 積	施業方法
総 数		18,114.72	
二戸市	計	745.61	伐期の延長 長伐期施業 複層林施業 (択伐) (択伐以外)
	201, 205, 403～410, 415		
八幡平市	計	17,089.76	
	1, 4, 5, 7～13, 15～21, 27～29, 33, 35, 39, 40, 89, 90, 93, 108, 114, 115, 417～420, 425, 445, 454～456, 458, 459, 464, 467, 469～474, 477, 479～485, 1413, 1456～1458, 1460～1462, 1466, 1467, 1479～1482, 1484, 1485, 1487, 1488, 1492～1494, 1496, 1499～1503, 1512, 1517, 1521, 1526～1528, 1537, 1538, 1541～1543, 1546～1566		
一戸町	計	279.35	
	1666, 1705～1708, 1778		

注 森林の所在の詳細（林小班）については、東北森林管理局計画課に備え置く別冊で表示する。